

秘密指定解除
公文書監理室



61

郵政局印譜

() 政第 620 号

昭和 閏年2月17日

外務大臣 謹啟

在大韓民國
後宮大使



(件名)

韓国原爆被害者援護協会の実態について(内情)

引用公・電信
日付・番号

2月16日、韓国原爆被害者援護協会 申泳珠
会長 本部 徐錫佑中央支節長が そのに応じ
来館し、手島に就し、次のとおり語った。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

0280

在外公館

G A-3-T

秘密指定解除

公文書監理室

一秘

Z

師報告申上御了。

午後

1. 接獲協会以、1951. 京畿、江原、忠清南道、

慶尚(東山)、慶業(大邱)、三湖角、釜山本部

陜川 1~6千人中支那七千~八千。二千五

35原爆被害者本數多くが右大約二千人

陜川支那二千人。1951支那、事務所1千

名義以下5人の取扱い。ハサキ中並合計

2千。主に他の支那には現在の範囲以北。

業務推進本課内八の本営請へたる。1951支那

詳 20~1人の有給取扱手帳化事本体記入

二回了。

2. 協会本保有12~3原爆被害者登録名簿は

初めに、63年10赤十字が原爆被害者。

一秘

実態調査を行ふ。如降 1,000名位の登録料。

如何、協会式、厚焼被爆者、自然的大塗等

七五〇名位の数を増やし、現地 1,000名位の如

い所にてある。即ち、^ノ登録の内容^ノ、氏名・住所

本中書了式、被爆の状況や現在の症状

等であるが、極めて不完全である。二月。

^{開発上}
69年1月保険社会部、各連携指手で、

実態調査を行つた。並行して、適当な調

査 1カ月位、在籍者、500人位の登録料。

会長の自分や当部長の名前^ノ、
会長の名前^ノ。

3. 協会のため、実態調査と急務工事の実証

「子供」上述の通り、各連携指手が、自己

調査を行つておられる。其手紙の合意

一秘一 大

地政課にて返事が二点。大部分の人々
字で書かれており、4.5年前の件のススメが
現地取扱主任 被害者の「3ヶ月」を出したり
され、現実に合理改善された方へとある。

調査の件で、中止の中止が出て、少しおかしく
なったところもあつたが、それで。

合図、PFI側の実態依頼調査より、韓国政府
より、13ヶ月以内に日本へおこる。調査
内容は予算とかもどう見ても結果がおかしく
なったのである。

又、韩国原爆被爆者に対する日本の各種団体の援助状況
は、次のとおりである。

(1) 原水禁より何種かの形で援助を行なっている
手伝い協会に連絡がある。協会との原水禁

一秘

5

「政治的日本問題を利用されたと思ひ」

中央情報部之中相模レハスニスニスニス。即ち
10月今村信十氏の手。

(2) 核爆会議は、過去2回、原爆病院にて

2、3名、1週間、韓国に逃亡被害者

診療、治療は専門の医師、1回は2~300人

が処理された。(経費は2~300万円は

かげて) 則評議會、參照。

其、核爆会議は、過去は200万円寄付1回

（小石川協会）協会は資金を貯蓄、平澤

は1万5千坪の土地を贈り、大谷（山林）。

將來は、^{三井}地主は生じて被害者の自作村にて

作5ヶ所開拓する。

(3) 韓國の原爆被害者支援市民の会（財團法人）

一秘

6

会長 本吉義光

事務局 岐阜市桃山台39-36-5

会員 約500名

同会は、各会員が250円の会費を徴収し、

募金運動を行なう。調査研究協会は

130万円の寄付を12月中に、152.2.29

会員1人あたり協会の運営費10便中1便

被害者に対する慰問金を1500円の支

渡済である。

(4) 広島折衝の会(有志会)、両邦勢名来朝し、韓国

原爆被害者慰問会が行なったもの

(5) テニス・クラブ(会員約10万人)

1人あたり2~3000円の寄付を徴収する会である。

会員実数12万会員。

一九

7

5. 韓國 の 原爆被害者 放援の市民の会会長 本吉義宏

3. 各支援国群 加大同团结化（協調会形式）

也論喉起止的。署名運動、舊金運動、特別立場

措置を推進するため構想と協会に伝えた

进行了广泛、协会广泛、政治色彩的支持以

韓國許可問題承認本公司後申請入內之小本公司

姿勢で臨んで了。今構想以実現の心と思ふ。

本便函存記

(本旨以、近日來館し、同様趣旨の説明をいたしました。)

6. 会社、医療援助の方法の一途、日韓両政府間で

協議水行在中國之統治權，韓國政府之公使，本件即

お忙しい中、本件の件名を改めて承り、本件の件名を改めます。

入水行水，水行水成水氣，則氣得水，猶氣得火，火行火得火。

它是非矛盾一致的。

別添資料

第二回 韓國被爆者診療醫師団滞韓日程表

1972. 10. 2 ~ 1972. 10. 14

日本側主催該局 日本広島市 段兵隊禁止平和建設国際委員会
韓國側主催該局 韓國SEOUL市 韓國原爆被爆者援護協會
後援 大韓民國 健康社會部

月 日	曜日	診 療	病院名	医師名	地名	式 名	地名	宿泊場所	HOTEL	氏 名	備考
10.2	月				SEOUL	戎崎 河村 石原 入国		SEOUL	KAL	戎崎 河村 石原 美全	
3	火	開天節							"		
4	水						保健部訪問、打合会		"	全	
5	木		SEOUL、中部在山病院	河村 [REDACTED]	SEOUL	河村出田園			"	戎崎 石原 美全	
6	金		"	全	[REDACTED]				"	全	
7	土		"	全					"	全	
8	日								"	全	
9	月	한글營			釜山	福永 [REDACTED] 等入国		釜山		戎崎 石原 鄭福永 [REDACTED] SEOUL副長釜山別館	
10	火		釜山福音病院						"	戎崎 石原 福永	
11	水		全	全	釜山	戎崎 [REDACTED] 出国				釜山叶竹及川移動	
12	木		陜川保健所	[REDACTED] 部				陜川海印寺		石原 美福永 運轉士	
13	金		全	全					"		
14	土		全	全					"		
15	日							SEOUL	KAL		鄭昌主 SEOUL副長
16	月								KAL		
17	火				SEOUL	全員放國					

尊稱省略

◎ 医師、河村： 広島 河村病院長 日本基督教医療連盟会長、被禁試長代行 河村虎太郎 氏
石田： 広島 原爆病院 内科部長

荒木： 広島大学医学部 附属病院

医師

土肥： 全 全

医師

氏

鄭： 陜川保健所長（広島 原医研 原爆患者治療修研）

鄭昌主 氏

◎ 会長、戎崎： 労働総同盟 広島地方同盟會長

戎崎始成 氏

福永：

福永久義 氏

◎ 落實 石原：

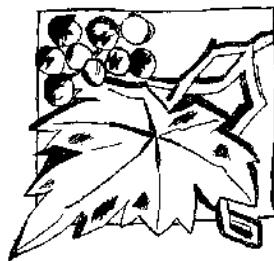
石原英雄 氏

美： 在日大韓民國居留民團 広島県本部 田長

美文熙 氏

韓国の原爆被害者を 救援する市民の会

規約 意書



規約

第一条(名稱) この会は韓国の原爆被害者を救援する市民の会という。

第二条(目的) この会は、広島・長崎において被爆し、韓国に帰国した原爆被害者のおかれている実情を思い、医療の充実をはかるとともに、その自立への道を開くことに努力するため必要な救援活動をなし、さらにその活動を通して、世界に再び原水爆の惨禍が起ることのないように、市民として努力してゆくことを目的とする。

第三条(会員) この会の趣旨に賛同する者は、会員に申し出て会員となることができる。会員は日本語人会において別に定める会費を納入する。

第四条(事業) この会は次の事業を行う。

(1) 韓国原爆被害者援護協会との間に密接な連絡を保ち、被爆者への医療の充実をはかりまたその自立への道を開くために必要な援助をする。

(2) 日本国政府をはじめ国内の関係諸機関に対し韓国原爆被害者の援護につき具体的な措置をとることを要請する。

(3) 日本国内の関係者山体と協力および情報交換につとめ、また日本国の世論に対してもこの会の趣旨を訴えてゆく。

(4) 機関誌を発行する。

第五条(会話人) この会に二〇名以内、会話人を除き、世話人会を構成する世話人のうち会議一名、事務局長一名、会計一名、余計監事一名を選出して会務を分担する。

第六条(運営) 世話人会は会長が必要に応じて招集し、この会の事業計画その他会務全般について協議をして、その執行にあたる。

第七条(会計) この会の事業および収支決算につき会員に報告しなければならない。この会の例会を原則として二ヶ月に一回開き、会員の活動状況の報告ならびに協議を行いう。

第七条(会計) この会の事業遂行のための諸経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれにあてる。

会員募集ならびに募金の方法

1、募金期間 一九七一年一二月より一九七二年一二月まで (第一次)

2、募金目標 金一〇〇〇万円

3、会員費 金一〇〇〇万円

4、会費 金一〇〇〇万円

五、臨時会計

会員ならびに寄付する場合もありが
たく受けいたします。

六、送金方法 (1) なるべく振替手金を利田下さい。

大阪二二二〇七番 韓国原爆被害者を救援
する市民の会

(2) 銀行振込の場合は左記へ。
人和銀行千里支店 韓国原爆被害者を救援
する市民の会(普通預金)

七、会員および施設付さんただの方は、会から發行する機
関誌を刊行のうどお送りします。

郵便 桐田市桃山台3丁目36番5号

韓国の原爆被害者を救援する市民の会事務局

TEL 068(71)3446・振替大阪 28307

日本の原爆被爆者を救援しよう。

韓国に原爆被害者がいると聞くと、驚かれる方があるかも知れませんが、もちろん韓国に原爆が落とされたというわけではありません。それは、日本の広島・長崎にて被爆した朝鮮人のうち、現在韓国に帰つて生活している人たちのことです。この二つの町で、あわせて五万人の朝鮮人が死んだといわれ、朝鮮人被爆者のうち二万人が今韓国に帰り、現在一万五千人が生存するであろうと推定されています。

さて、この人たちは、自分から好んで日本に移住し、原爆に会つたというのではありません。明治四十三年（一九一〇年）の日韓併合以来、日本政府の出先機関である朝鮮總督府によって土地を奪われ（「土地調査」などとして知られる）、日本の資本による搾取をうけ、多くの朝鮮人が、困窮の末やむなく日本に渡つて来ていました。特に太平洋戦争末期には、徵用や「強制連行」によつて、無理矢理に連れて来られた人たちがあり、被爆朝鮮人の大半は、この人たちであるといわれています。いずれにしましても、朝鮮人が原爆に会つたということの背後には、このような戦前ににおける日本の苛酷な朝鮮支配の歴史があつたことを、まず想起すべきだと思います。

そこで、東京医師会、専門医の意見を参考に加えて、ヘトナム戦争退伍軍人の外傷者および家族相護の問題をかかえ、原爆被爆者にまでは、手がまわらないというが、実情のようです。このため、被爆者は原爆症にあえぎ、また働くこともできぬ状態であるにもかかわらず、医療も生活の援助もうけることができず、きわめて悲惨な状態にあります。

で調査、訴え、ならびに自立のための活動をはじめておりますが、原爆および原爆症に対する無関心、無理解の中で、孤立無援の状況におかれています。まことに恥かしいことながら、私たち日本人が、韓国にも被爆者がいたこと、そしてこんな窮状にあることを知ったのは、ほんの数年前のことでした。それ以来少數の人たちではあります、この協会と連絡を取り、熱心な個人的救援がつづいています。

改めてこの救援が急を要するものであることを知り、近く市民の皆さまで呼びかける組織的な運動として展開するため、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」を結成し、裏面に記載した要項により会員を募り、また救援のための募金をすることとなりました。

るところは、前述のとおりですが、にもかかわらず、私たちの政府は、戦争によるすべてのことは、日韓条約によつてすべて清算すみであるとの建前をとり、この問題に對して目もくれようとしません。私たちはこの運動の中で、政府がこの問題に具体的に取り組むよう、強く訴えて行かなければなりません。

また、日本は韓国をはじめ東南アジアへ再び經濟的軍事的な支配体制を築きつつあります。そして、私たちのうちには、そうした国の人々に対する偏見と差別が、相變らず根深く存在し、さらにはもう少し

さらにまた、私たちは、全人類の悲願と、うべき氷河爆破禁止運動が、イデオロギーや、危機によつてはげしく分裂し、そのため人々の熱意の冷めていることを、心から憂えるのですが、私たちの運動は、こうした分裂をとて、世界平和達成へのねがいをこめて行きたいと思ひます。

また、イデオロギーや党派などにも偏せ、利用しない運動でありたいと考えています。このため、心ある皆さまのご協力とご教示をいただきたく存じます。

建設し、医療が受けられ、生活の自立もできるよう、資金的にお手伝いすることです。ことから出発して強いられた原爆の傷あとに苦しむ人たちを、救援してゆきたいと思います。一人でも多くの方が御賛同下さって、この運動に加わりますよう、お願いいたします。

韓国の原爆被害者を救援する市民の会

吉義本良會

モトズ・エンタープライズ代表取締

事務局長 松井昌

田林友紀會事・并無

民 読書會報 · (ダスキン讀物)